

研究課題

豊かな人間性を育む

教育課程と校長の在り方



I 趣 旨

豊かな人間性の育成を図るために、道徳教育の視点からは、自制心や規範意識の希薄化等の心の状況に関わる課題や、今の自分さえ良ければという利己的な考えに陥りがちな子どもの現状が指摘されている。その背景には、子どもを取り巻く環境の変化、特に家庭や地域社会における教育力の低下等は依然として解決しておらず、いじめ・暴力行為・不登校等はますます複雑化し、子どもたちが安心して学ぶ環境に関わる問題がある。

これからの道徳教育は、こうした課題や背景を視野に入れ、子どもたちが夢や希望をもって未来を拓き、人間としてよりよく生きていこうとする力が育成されるよう、より一層、指導の充実を図っていかなければならない。

また、人権教育の視点からは、子どもたちに人権尊重の理念についての正しい理解や実践する態度が十分身に付いていないことが指摘され、教職員にも人権尊重についての理解や指導方法が不十分であるなどの課題がある。こうした課題の解決のためには、子どもたちに人間と生命の価値を自覚し尊重することや、人と調和して共に生きること、人の痛みや思いに共感することなどを育む、心に響く人権教育を教育活動全般の中で進めていくことが急務である。

II 研究発表及び協議

1 研究発表

豊かな心の育成につながる人権教育
～子どもの最善の利益を実現する
「人間尊重の教育」の在り方～
札幌地区 札幌市立北九条小学校 齊藤 隆浩

2 研究の概要

(1) 札幌市小学校長会専門部研修会の研究

平成25年度から平成27年度において「豊かな人間性

を育む人権教育の推進」をテーマに研究し、特に昨年度は、道徳推進教師についての課題に焦点を当て、その役割の大きさと重要性と校長のリーダーシップについて発表を行った。今年度は札幌市学校教育の重点の一つである「人間尊重の教育」に焦点を当て、各校長の意識と実践例を探ることによって、人間尊重の教育（人権教育）及び、それらを包含する「道徳教育」の充実について考察を加えていきたい。

(2) 今なぜ、「人間尊重の教育」なのか

札幌市には「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」があり、子どもの権利条約の理念とともに、子どもの人権に配慮した実践が行われてきている状況にある。

しかしながら、全国的に見て、いじめや不登校、暴力行為の発生件数は、必ずしも減少傾向にはない。また、次期学習指導要領の改訂を見据えた、国の第2期教育振興基本計画でも、人権教育の推進を主たる取組に挙げており、家庭や地域と連携して推進するとしている。

(3) 人間尊重の教育に係る各校長の意識について

札幌市小学校長への抽出アンケート調査から

(※一部)

- ①学校経営方針策定における人間尊重の教育の意識
 - ⇒教育活動の重要な一部 84%
 - 学校経営の第一の柱 40%
 - いじめ・不登校防止のため 20%
- ②人間尊重の教育において必要な環境整備
 - ⇒校内研修の充実 88%
 - 外部の教員研修機会の充実 48%
 - 実践事例集の発行 8%
 - 環境整備は特に必要なし 4%
- ③子どもの最善の利益を実現するための位置付け
 - ⇒特別活動 56%
 - 道徳 56%
 - 教科の学習 32%

アンケート調査からは、学校経営の方針を立てるに当たって、多くの校長が人間尊重の教育を意識していることが浮き彫りとなった。

(4) 「人間尊重の教育」の実践

札幌市小学校長への抽出アンケート調査から

①教科等の学習での実践

- 社会科（高学年）「みんなで考えよう 子どもの権利」
- 特別の教科道徳（高学年）「言葉のおくりもの」
- 総合的な学習の時間
（5年生）「〇〇医療会デイサービスとの交流」
（高学年）「ワールド・アイ」

②特別活動での実践

- 学級活動（中・高学年）「自分の思いの伝え方」
- クラブ活動（4年生以上）：クラブの設置について
- 児童会活動：縦割り活動・全校集会活動の企画
- 学校行事：子ども同士が交流する場面を設ける

各学校では、人間尊重の教育の理念を意識し、教科等や特別活動、総合的な学習の時間など、教育活動全般の中で実践しようとしていることを読み取ることができた。

(5) 人間尊重の教育（人権教育）の実際

札幌市内の小学校の3事例の紹介

- ①社会科（6年生）「憲法とわたしたちの暮らし」
- ②道徳（3年生）「精一杯生きる」
- ③札幌市人権教育推進事業から
「考えよう 世界のこと」（4年生道徳 国際理解 他）

これらの実践を見ると、権利条約や権利条例の理念は、それを特別に意識せずとも、日々の教育活動においてこれまでも実践されていることであり、人間尊重の教育（人権教育）が、決して特別な取組ではないということに気付くことができる。

(6) 研究の成果と課題

①成果

- ・社会を生き抜くために必要な人権感覚を育むための人間尊重の教育の大切さと、それを推進していくための校長の果たす役割とリーダーシップの重要性について改めて認識することができた。
- ・札幌市で制定された「子どもの最善の利益を実現するための条例」の理念を生かした例をピックアップすることで、それぞれの学校で道徳をはじめとして教科・領域において「生命尊重、人格の尊重、基本的人権、思いやりの心」という人間尊重の理念に基

づいた指導が可能で、それらを通して、子どもの豊かな心の育成を図ることができることを確認した。

②課題

- ・アンケート調査から、人間尊重の教育（人権教育）について「重要である」という意識は捉えられたが、具体的な実践については、各学校においてさらに充実させていかなければならない。
- ・「責任をもって行動ができるような」実践的な態度を育成していくための事例をもとにした校内及び校外での「研修」の充実が今後の鍵である。

3 研究協議

本分科会では、討議の柱を2本に絞り、1つ目は「豊かな心」の育成についての実践や教育課程上の工夫（現状と課題）、2つ目は「豊かな心」の育成についての実践を推進するための校長のリーダーシップとし、グループ協議を行った。

グループ協議の主な内容は以下の通りである。

- (1) 新たな社会を生き抜く人権感覚の育成に向けた教育課程の編成・実施・評価・改善について

- 人権教育としての全体計画等の整備は不十分であるが道徳教育を中心に各校で実践が行われている。

(例) 学校全体で花植え活動（人権の花）

- ・自主的実践的な児童会活動
- ・縦割り班活動を中心にした活動
- ・CAPや人権擁護委員による人権教室
- ・キャリアノートのポートフォリオ
- ・外部人材の活用（オリンピック選手など）
- ・自然体験や生き物の世話

- (2) 教育課程の編成・実施・評価・改善に向けた校長のリーダーシップ（3つの観点から）

【観点1：学校経営ビジョン】

- ・学校や児童の実態を把握した上で、明確な校長の思いを伝える学校経営ビジョンの提示（骨太、一歩前に）
- ・軸がぶれない方針と絶えず評価・改善する勇氣
- ・達成目標の具体化と見える化
- ・若手教員に対し、校内研修を始め指導部とも連携した指導体制の整備

【観点2：組織マネジメント】

- ・職員間の足並みをそろえるための具体的な手立て
- ・年間を見通した緻密な計画の体系化、仕掛けづくり（誰が、いつ、どのように…）
- ・校長として率先垂範（挨拶、礼儀、思いやりなど）
- ・校長自ら職員を毅然と指導

- ・教職員の経営参画意識や同僚性の醸成
- ・校長の授業訪問、示範指導
- ・家庭や地域との連携と課題共有

【観点3：ミドルリーダーなどの育成】

- ・校長の思いと教員の願いをすり合わせるコミュニケーションづくり
- ・ミドルリーダーの養成に向けた具体的な取組
- ・若手教員の育成に向けた日常的な指導

Ⅲ ま と め

本年度は、十勝大会の成果と課題を踏まえた上で、人間尊重教育の在り方を中心に、豊かな人間性を育む教育課程と校長の在り方はどうあるべきかについて活発なグループ協議を行った。

1 成 果

(1) 教育課程の編成・実施・評価・改善面から

- ・縦割り活動など、学年の発達に応じた各種取組を今後も推進する。
- ・法務局の「人権教室」など、外部機関と連携して進める。
- ・参観授業で道徳を公開することで、保護者に道徳教育を理解してもらうとともに、教職員の道徳の授業力向上を図る。
- ・心の教育を学校教育の重点に据え、教育課程の編成に当たる。
- ・豊かな心の育成につながる人間尊重の教育（人権教育）を教育活動全体の中で進める。

(2) 校長のリーダーシップの面から

- ・教職員の年齢構成のアンバランスや若手教員の増加などから、学級づくりや授業づくりなどの基礎を大切に、校内での研修や指導部との連携を密にし、指導体制を整える。
- ・小規模校では、幼稚園や保育所から変わらない人間関係があるため、幼保小の連携を深め、地域ぐるみの協力体制の構築に当たる。
- ・道徳の授業を大切に、校内研修等で指導内容や方法を学ぶ場を設定したり、校長自ら範を示したり、情報提供したりして指導力の向上に努める。
- ・地域や家庭、子ども同士の望ましい人間関係を築くため、一人一人に応じたきめ細かな指導の充実を図る。

2 課 題

- ・教職員の年齢バランス、若い教員が増加しているため、道徳を中心とした授業や学級経営の力をどう向上さ

せるか。

- ・指導する教職員にも人権尊重の理念、子どもの権利の趣旨や理念についてどう理解を深めさせるか。
- ・道徳の実践的態度を育成するための校内や校外での研修をどう充実させるか。
- ・体験的な活動や自然体験、地域の人材の活用をいかに進めさせるか。

人権教育は特別な取組ではなく、各学校で、道徳や各教科、特別活動、児童会、縦割り活動の中で、生命や人権を尊重する教育が行われており、それらは人権教育とつながっていること、または、人権教育そのものであることが確認できた。あわせて、各学校では、これまで以上に、家庭や地域と連携した中で、人権教育の取組が行われていることも分かった。

校長は、豊かな心を育てる教育課程を編成するにあたり、地域の実態や状況を十分に把握し、家庭や地域と連携した上で、学校経営ビジョンの重点として人権尊重の教育をしっかりと取り入れ、それらを教職員にも理解させ、校長としてのリーダーシップを発揮し、全校の指導体制を構築していくことが重要である。

「第5分科会に参加して」

札幌市立前田北小学校 佐藤 政美

分科会では、研究発表「豊かな心の育成につながる人権教育」を基に協議が行われました。討議の柱は、豊かな心の育成のための「実践・教育課程」と「校長のリーダーシップ」でした。グループ協議では、研究発表が非常に具体的だったため、「人間尊重の教育」のイメージが鮮明になり、実践交流が活発なものになりました。そして、「人間尊重の教育」は特別な取組ではなく、日常実践の中に数多く存在することが共通理解され、その充実のためには、実践の整理と体系化が必要であることが論議されました。「校長のリーダーシップ」については、何より校長が明確なビジョンをもつことの重要性が再確認されました。さらに、「ミドルリーダーを育てる」「ビジョンに児童の実態や職員の願いをリンクさせ共通理解を図る」等、いかにそのビジョンを職員に浸透させるかについて、様々な意見が交わされました。分科会では、各地の特色ある実践が交流され刺激を受けました。また、実践は多様、しかし、校長として学校経営にかける熱意は、皆共通であることも再認識でき心強くなりました。分科会での学びを、今後の学校経営に生かしていきたいと思えます。